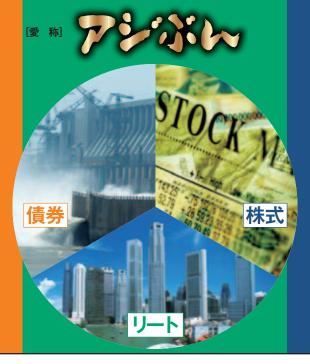


投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日:2010.11.08

アムンディ・りそなアジア資産分散ファンド

追加型投信/海外/資産複合



- ●本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行うアムンディ・りそなアジア資産分散ファンドの受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成22年11月5日に関東財務局長に提出しており、平成22年11月6日にその効力が生じております。
- ●ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記<ファンドに関する照会先>のホームページで閲覧できます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- ●投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ●ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- ●ファンドの販売会社、基準価額等については、下記<ファンドに関する照会先>までお問合せください。

ファンドの商品分類および属性区分

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型投信	海外	資産複合	その他資産(投資信託証券 (資産複合(株式、債券、不動 産投信)、資産配分固定型))	年12回 (毎月)	アジア オセアニア	ファミリー ファンド	なし

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ(http://www.toushin.or.jp/)をご覧ください。

■ 委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者] アムンディ・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第350号

設 立 年 月 日: 1971年11月22日

資本金:12億円(2010年9月末現在) 運用する投資信託財産の合計純資産総額: 1兆6,027億円(2010年8月末現在) ■ 受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者] 株式会社 りそな銀行 (再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

■ <ファンドに関する照会先>

アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル) 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時までホームページアドレス: http://www.amundi.co.jp

1.ファンドの目的・特色

◎ファンドの目的

ファンドは、日本を除くアジア^{*}諸国・地域の株式、ソブリン債(国債等)および不動産投資信託証券を実質的な主要投資対象とし、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

※アジアには、オーストラリア、ニュージーランドなどのオセアニア諸国も含まれます。以下同じ。

◎ファンドの特色

● 経済成長が期待されるアジア諸国・地域(日本を除く)に投資します。 実質組入外貨建資産に関しては、原則として為替ヘッジは行いません。



- *「アムンディ・りそなアジア資産分散ファンド」は、上記を投資対象国・地域としています。ただし、投資環境や投資判断等により、上記すべてに投資するとは限りません。また、上記投資対象国・地域は、今後のアジア諸国・地域の投資環境等によっては変更されることがあります。
- ② 各マザーファンドの受益証券への投資を通じて、株式、債券(ソブリン債)、リート (不動産投資信託)の3つの資産に原則として均等に分散投資します。

イメージ図

アムンディ・アジア・リート マザーファンド



アムンディ・アジア・ソブリン マザーファンド アムンディ・アジア好配当株式 マザーファンド

※実際の配分比率は、左記基本配分比率と乖離する場合があり、また予期せぬ投資環境等が発生した場合には、大きく異なることがあります。なお、基本配分比率については、将来見直しを行うことがあります。

③ 原則として、毎月8日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針 に基づいて分配を行います。

利子・配当等収益を中心に分配を行いますが、基準価額の水準等によっては、売買益(評価益を含みます)等を中心に分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

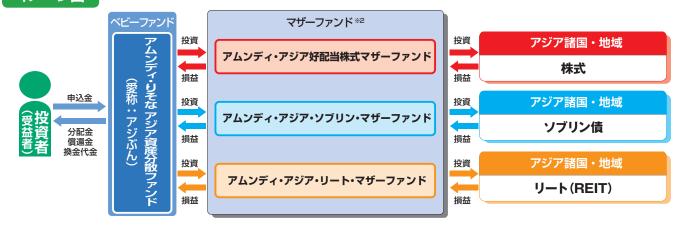


- *左記はイメージであり、将来の分配金の支払およびその金額について示唆・保証するものではありません。
- 分配金額は、委託会社が収益分配方針に基づいて決定 します。あらかじめ一定額の分配をお約束するもので はありません。
- ◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

◎ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式*1で運用を行います。

イメージ図



- ※1 ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からご投資いただいた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行います。
- ※2 「アムンディ・アジア好配当株式マザーファンド」および「アムンディ・アジア・リート・マザーファンド」に係る運用指図の権限は、アムンディ・ホンコン・リミテッドに委託します。

「アムンディ・アジア・ソブリン・マザーファンド」に係る運用指図の権限は、アムンディ・シンガポール・リミテッドに委託します。

アムンディ・ホンコン・リミテッド

アムンディ・ホンコンは、アムンディ・グループのアジアにおける資産運用を担当しております。アジア投資の専門家として25年以上の実績を持ち、年間約800社を訪問する徹底したボトムアップ・アプローチ運用を行っています。

アムンディ・シンガポール・リミテッド

アムンディ・シンガポールは1989年以来、アセアンの中核であるシンガポールに拠点を有し、アセアン諸国をカバーするリサーチ体制を築いています。

○主な投資制限

- ●外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ●株式への直接投資は行いません。

○分配方針

- ●分配対象額の範囲は、経費控除後配当等収益(繰越分およびマザーファンドの信託財産に属する配当等収益 のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除 して得た額)等の全額とします。
- ●分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
- ●留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
 - ◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

2.投資リスク

◎基準価額の変動要因

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として株式、債券、リートなど値動きのある有価証券 (外貨建資産には為替変動リスクがあります)に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。

① 価格変動リスク

有価証券等の価格は経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により変動します。したがって、ファンドの基準価額は、ファンドがおかれている投資環境により変動します。ファンドが実質的に投資する有価証券の価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

② 金利変動リスク

債券価格は金利変動等により変動します。一般的に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因になり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

③ 信用リスク

有価証券等の価格は、発行体の財政状況、一般的な経済状況、もしくはその両方、あるいは金利の予期せぬ上昇により、特に債務超過の発行体が利払い・元本償還能力を失うおそれのある場合や発行体の財政状況等に関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化により不利な変動をすることがあります。ファンドが実質的に投資する有価証券等の価格が信用リスクの上昇により値下がりした場合、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

④ 為替変動リスク

ファンドが実質的に投資する外貨建資産については原則として為替へッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。円高となった場合、投資する外貨建資産の円貨建価値が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

⑤ カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。ファンドの投資対象国・地域には新興国が含まれます。一般的に、新興国の経済状況は、先進国に比べてぜい弱である可能性があります。そのためインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、また政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが株式市場や為替市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きくなる可能性が高くなります。さらに政府当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により証券市場が著しい悪影響を被る可能性があります。この場合は、投資する資産の価格が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

⑥ リート(不動産投資信託)に関わるリスク

リート(不動産投資信託)の価格および配当は、不動産市況に対する見通し、市場における需給、金利、リートの収益および財務内容の変動、リートに関する税制、会計制度等の変更等、様々な要因で変動します。ファンドが実質的に投資するリートの価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

◆基準価額の変動要因(投資リスク)は上記に限定されるものではありません。

◎その他の留意点

1. ファンドの繰上償還

ファンドの受益権の残存口数が10億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

2. アジア諸国・地域への投資に関する留意点 ファンドはアジア諸国・地域に限定して投資を行うため、十分な分散投資効果が得られない場合があります。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

○リスクの管理体制

ファンドのリスク管理として、運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、リスク委員会に報告します。このほか、委託会社は関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニターしリスク委員会に報告するほか、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、グループの独立した監査部門が随時監査を行います。

◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

3.運用実績

基準日:2010年8月31日

◎基準価額・純資産の推移



- *再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして表示しています。
- *基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

基	準 価	額	7,137円	純資産総額	3,695百万円
---	-----	---	--------	-------	----------

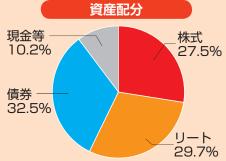
○分配の推移

分配金
20円
240円
825円

- *分配金は、1万口当たり・税引前です。
- *直近5期分を表示しています。

○主要な資産の状況

[ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、組入上位5銘柄は各マザーファンドのポートフォリオの 状況を記載しています]



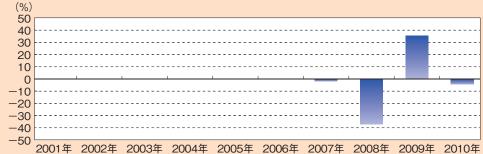
- *比率は純資産総額に対する割合です。
- *現金等には未払諸費用等を含みます。
- *四捨五入の影響で100%とならない場合があります。

組入上位5銘柄(各マザーファンド)

	アムンディ・アジア好配当株式マザーファンド				
	銘柄	業種	围	純資産比(%)	
1	中電控股(シーエルピー・ホールディングス)	公益事業	香港	7.13	
2	合和実業(ホープウェル・ホールディングス)	金融	香港	4.37	
3	香港地下鉄公社(MTRコーポレーション)	資本財・サービス	香港	4.25	
4	中国石油天然気(ペトロチャイナ)	エネルギー	香港	4.16	
5	長江基建集團有限公司	公益事業	香港	3.82	

	アムンディ・アジア・リート・	アムンディ・アジア・ソブリン・マザーファンド					
	銘柄	国	純資産比(%)		銘柄	通貨	純資産比(%)
1	ウエストフィールド	オーストラリア	13.73	1	NZGB 6	ニュージーランドドル	24.80
2	リンク REIT	香港	9.28	2	NSWTC 5.5	オーストラリアドル	18.78
3	キャピタコマーシャル・トラスト	シンガポール	7.33	3	INDOGB 10	インドネシアルピア	17.30
4	コモンウェルス・プロパティ・オフィス・ファンド	オーストラリア	7.31	4	PHILIP 6.5	米ドル	15.27
5	CFSリテール・プロパティ・トラスト	オーストラリア	7.29	5	INDOGB 12.5	インドネシアルピア	12.32

○年間収益率の推移



- *収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。
- *2007年は設定日(9月21日)から年末までの収益率、2010年は1月から8月末までの収益率を表示しています。
- *ファンドにはベンチマークはありません。

◎期間別騰落率

期間	騰落率(%)
1ヵ月	-2.03
3ヵ月	0.14
6ヵ月	-0.33
1年	4.47
3年	_
設定来	-20.10

*騰落率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。したがって、実際の投資家利回りとは異なります。

- ※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- ※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

4.手続·手数料等

◎お申込みメモ

購 入 単 位	1円または1口を最低単位として販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にお問合せください。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購 入 代 金	お申込みの販売会社が定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換 金 代 金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	ファンドの休業日(東京証券取引所の休業日、香港証券取引所の休業日および香港の銀行休業日ならびにシンガポールの祝休日のいずれかに該当する場合)には、受付けません。
申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時 [※] までに購入・換金のお申込みができます。 販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入の申込期間	平成22年11月8日から平成23年11月8日までとします。 申込(継続募集)期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新され ます。
換 金 制 限	委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付 の中止及び取消し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他 やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受付けた購 入・換金の申込受付を取消すことができます。
信託期間	無期限とします。(設定日:平成19年9月21日)
繰 上 償 還	委託会社は、ファンドの受益権の口数が10億口を下回った場合または信託を終了させることが 受益者のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会 社と合意のうえ、信託期間を繰上げて信託を終了させることができます。
決 算 日	年12回決算、原則毎月8日です。休業日の場合は翌営業日とします。
収 益 分 配	年12回。毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 収益分配金の「再投資」を選択した場合、税引後無手数料で再投資されます。
信託金の限度額	1兆円です。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年2月、8月の計算期間末ごとおよび償還時に運用報告書を作成し、知れている受益者に 販売会社よりお届けします。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 配当控除・益金不算入制度の対象ではありません。

[※]上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

◎ファンドの費用・税金

ファンドの費用

<投資者が直接的に負担する費用>

購入時手数料

購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.15%(税抜3.0%)を上限として販売会社が独自に 定める料率を乗じて得た金額とします。詳しくは販売会社にお問合せください。

信託財産留保額

ありません。

<投資者が信託財産で間接的に負担する費用>

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年率1.5855%(税抜1.51%)を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。

[信託報酬の配分]

ファンドの純資産総額	信託報酬率				
ファフトの祀貝庄秘領	委託会社	販売会社	受託会社		
500億円未満の場合	年率0.7875%	年率0.735%	年率0.063%		
	(税抜0.75%)	(税抜0.70%)	(税抜0.06%)		
500億円以上	年率0.735%	年率0.7875%	年率0.063%		
1,000億円未満の場合	(税抜0.70%)	(税抜0.75%)	(税抜0.06%)		
1,000億円以上	年率0.6825%	年率0.840%	年率0.063%		
2,000億円未満の場合	(税抜0.65%)	(税抜0.80%)	(税抜0.06%)		
2,000億円以上の場合	年率0.630%	年率0.8925%	年率0.063%		
	(税抜0.60%)	(税抜0.85%)	(税抜0.06%)		

運用管理費用(信託報酬)

毎計算期間末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

委託会社がマザーファンドの投資顧問会社に支払う日々の報酬額は、信託財産の純資産総額に以下の報酬率を乗じて得た金額とし、毎計算期間末または信託終了のとき、委託会社の報酬から支払うものとします。

ファンドの純資産総額	報酬率(税抜)
500億円未満の場合	年率0.225%以内
500億円以上1,000億円未満の場合	年率0.210%以内
1,000億円以上2,000億円未満の場合	年率0.195%以内
2,000億円以上の場合	年率0.180%以内

そ の 他 の 費 用・ 手 数 料 実質組入有価証券の売買委託手数料、資金の借入れにかかる借入金の利息、信託事務等の諸費用等は、投資者の負担とし、信託財産中から支払われます。

監査費用等(上限85万円(1回当たり、税込)(本書作成日現在))は2月および8月の計算期間の末日または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

- ※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。
- ◆ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税 金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10%

- ◆上記は、平成22年9月末現在のものですので、税法が改正された場合には、税率等が変更される場合があります。
- ◆法人の場合は上記とは異なります。
- ◆税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

